

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（一）及び第2号任期付研究員に適用される給料表を除く。）を別記のとおり改定すること。

(2) 経過措置額

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年鹿児島県条例第48号。（ア）において「平成21年県職員改正条例」という。）、鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年鹿児島県条例第50号。（ア）において「平成21年県学校職員改正条例」という。）又は鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年鹿児島県条例第51号。（ア）において「平成21年県地方警察職員改正条例」という。）の施行の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（任命権者が人事委員会と協議して定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（鹿児島県職員の給与に関する条例附則第13項、鹿児島県学校職員の給与に関する条例附則第14項又は鹿児島県地方警察職

員の給与に関する条例附則第11項のそれぞれの表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級がそれぞれの表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（「以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を給料として支給すること。

(ア) 平成21年県職員改正条例附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員、平成21年県学校職員改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象学校職員又は平成21年県地方警察職員改正条例附則第2項の規定により読み替えて適用する平成21年県職員改正条例附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.13

(イ) (ア)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.34

(3) 経過措置額の廃止等

鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第7号。以下「平成18年県職員改正条例」という。）附則第7項、鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第37号。以下「平成18年県学校職員改正条例」という。）附則第9項又は鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第42号。以下「平成18年県地方警察職員改正条例」という。）附則第7項の規定による給料の額については、報告で言及した趣旨を踏まえ、所要の措置を講ずること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、1の(3)については、平成24年4月1日以後実施すること。

(2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成23年12月に支給する期末手当の額は、鹿児島県職員の給与に関する条例第19条、鹿児島県学校職員の給与に関する条例第10条又は鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例第10条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成18年県職員改正条例附則第7項から第9項まで、平成18年県学校職員改正条例附則第9項から第11項まで又は平成18年県地方警察職員改正条例附則第7項から第9項までの規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、第2号任期付研究員若しくは特定任期付職員若しくは第1号任期付研究員でその号給が1号給から3号給までであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち任命権者が人事委員会と協議して定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額合計額に100分の0.42を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給

料を支給されなかった期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の任命権者が人事委員会と協議して定める期間がある職員にあっては，当該月数から当該期間を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から16号給まで
医療職給料表(二)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から8号給まで
医療職給料表(三)	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで
海事職給料表	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から69号給まで
	3級	1号給から69号給まで
	4級	1号給から68号給まで
	5級	1号給から52号給まで
	6級	1号給から40号給まで
教育職給料表(一)	1級	1号給から84号給まで
	2級	1号給から64号給まで

	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から24号給まで
教育職給料表（二）	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から36号給まで
教育職給料表（三）	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から96号給まで
	3級	1号給から52号給まで
公安職給料表	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から96号給まで
	3級	1号給から84号給まで
	4級	1号給から68号給まで
	5級	1号給から44号給まで
	6級	1号給から36号給まで
	7級	1号給から28号給まで
	8級	1号給から16号給まで
	9級	1号給から4号給まで

(イ) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.42を乗じて得た額